

地域医療介護総合確保基金（医療分）の確保について

先般、国から各都道府県に対して、基金の原資となる「医療介護提供体制改革推進交付金（医療分）」の第1回目の配分額の内示がなされた。基金は、国及び地方分の消費税増収分を充当し、社会保障の充実・安定化に向けるとされたものであるが、先般の第1回内示における配分においては、要望額とは大幅に乖離した額となった都道府県が多数見受けられた。特に、対象事業のうち、在宅医療推進事業や医療従事者確保事業について、要望額との著しい乖離が多数見受けられた。

これらの事業は、地域医療を維持するためにこれまでも継続的に取り組んできたものであって、各都道府県は時間をかけて医療機関や関係団体、市町村等と丁寧に議論を重ねてきたところであり、地域医療の維持・充実のために重要、不可欠なものである。

これに対して、都道府県の実情や意向を踏まえることなく、一方的に要望額と乖離した内示を行ったことについては、地域医療関係者等との信頼関係を大きく損ない、今後の地域医療の維持に甚大な影響を及ぼすものである。

また、消費税及び地方消費税の8%への引上げに際して、その増収分8.2兆円（3%：国分2.08%、地方交付税分0.22%、地方消費税0.7%）を社会保障の充実・安定化に向けるとされ、うち、医療介護総合確保基金（医療分：国2/3、地方1/3）を含めた1.35兆円については社会保障の充実のために活用すると説明されてきた方針に対する関係者の理解と信頼を大きく損なうものである。

国におかれては、地域医療を維持し、併せて地方財政の負担が増大することのないよう、各都道府県の深刻な実情についてご理解の上、次の事項について真摯に対応されるよう要望する。

- (1) 第2回目の配分については、都道府県の意向を十分に踏まえた上で、速やかに配分すること
- (2) 各種の医師確保事業や看護師等養成所の施設整備費、運営費などをはじめ、従来の国庫補助事業からの振替事業などについては、継続実施が不可欠と考えられることから、各都道府県が必要とする事業費を確保すること
- (3) 基金は、消費税増収分が充てられている安定的な財源となっており、また、全国一律ではなく、地域ごとの様々な実情に応じた医療サービスの提供体制を構築するという制度改革の趣旨からも、地域がその実情に応じて創意工夫ができる仕組みとすることが必要であり、事業間の流用など柔軟に活用できる制度とするとともに、将来にわたり十分な財源を確保すること

平成27年9月7日

全国知事会 地方税財政常任委員会委員長
富山県知事 石井 隆一

平成27年度地域医療介護総合確保基金（医療分）等に対する要望

平成27年7月29日

全国知事会

I 地域医療介護総合確保基金（医療分）について

各都道府県は、喫緊の課題である2025年に向けた医療提供体制改革の実現のため、地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を活用した事業を実施するとともに、地域医療構想の策定に取り組んでいるところである。

しかしながら、今般、国から各都道府県に対し、基金の原資となる「医療介護提供体制改革推進交付金（医療分）」が内示されたが、要望額とは大幅に乖離した額となった都道府県が多数見受けられ、さらに、事業区分間の額の調整が認められなくなったことから、このままでは、旧国庫補助事業からの振替事業など、地域医療を維持していく上で不可欠な重要事業が継続できない状況にある。

各都道府県においては、今年度の事業計画案を策定するに当たり、時間をかけて医療機関や関係団体、市町村等と議論を重ねてきたが、今回の内示は、都道府県の実情や意向を踏まえたものとは到底言い難く、これまで築き上げてきた、これら関係者との信頼関係を一気に崩壊させ、今後の地域医療構想の策定にも深刻な影響を及ぼすことは必至であり、誠に遺憾である。

今後、医療提供体制の改革を進めていくためには、病床の機能分化・連携を推進するための医療機関の施設・設備の整備はもとより、在宅医療の推進、医療従事者の確保は不可欠であり、これらを支援する取組みが十分に行われる必要があるため、国においては、以下の事項について真摯に対応されるよう要望する。

1 今回の基金内示への対応について

- (1) 基金の財源には、消費税増収分が充てられていることから、基金事業の決定には透明性と公正性の確保が求められることも考慮し、国は、今回の内示額決定のプロセス及び根拠について、都道府県に対して十分かつ明確な説明を行うこと。
- (2) 地域の抱える課題は地域毎に異なっており、基金には、地域の実情に応じた創意工夫ができる仕組みであることが必要であることから、平成26年度と同様に3つの事業区分間の額の調整を柔軟にできるよう認めること。

2 留保分の内示について

- (1) 留保分（第2回目の配分）については、病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備事業に重点化することに限定せず、都道府県の意向を十分に踏まえた上で、速やかに配分すること。

(2) 各種の医師確保事業や看護師等養成所の施設整備費、運営費などをはじめ、従来の国庫補助事業からの振替事業などについては、継続実施が不可欠と考えられることから、各都道府県が必要とする事業費を確保すること。

3 今後の基金スキームの見直しについて

(1) 基金の交付決定時期が遅いことや、内示を受けるまで基金規模の見通しがまったく立たないことが、円滑な基金事業の実施を図る上で大きな障害となっているため、あらかじめ事業実施に必要な基礎的な額を定めるとともに、内示時期を介護分と合わせて、前年度中に早めるなど基金スキームの見直しを早急に検討すること。

(2) 地域の実情に応じ、柔軟に活用できる制度とするとともに、将来にわたり十分な財源を確保すること。

II 医療提供体制推進事業費補助金について

医療提供体制推進事業費補助金については、年々交付率が低下してきており、事業の執行に重大な支障が出るおそれのある憂慮すべき事態となっている。

当補助金は、救命救急センター運営事業をはじめ、周産期母子医療センター運営事業、小児救命救急センター運営事業など、地域において良質かつ適切な医療を効果的・効率的に提供するために必要な事業の推進に不可欠なものであることから、事業の安定的な実施のため補助基準額に応じた交付がなされるよう十分な予算額を確保すること。

また、ドクターヘリについては、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減に大きな成果をあげており、特に広域救急医療にとって極めて重要な存在である。しかし、その活動の増加に伴い、法令に従えば予算額も増額されるべきところ、既存の同補助金の枠内での対応となっているため、結果的に国が負担すべき財源が地方に付け回されている。こうした対応を直ちに改めるとともに、国の責任において必要な財源を確実に確保すること。

